

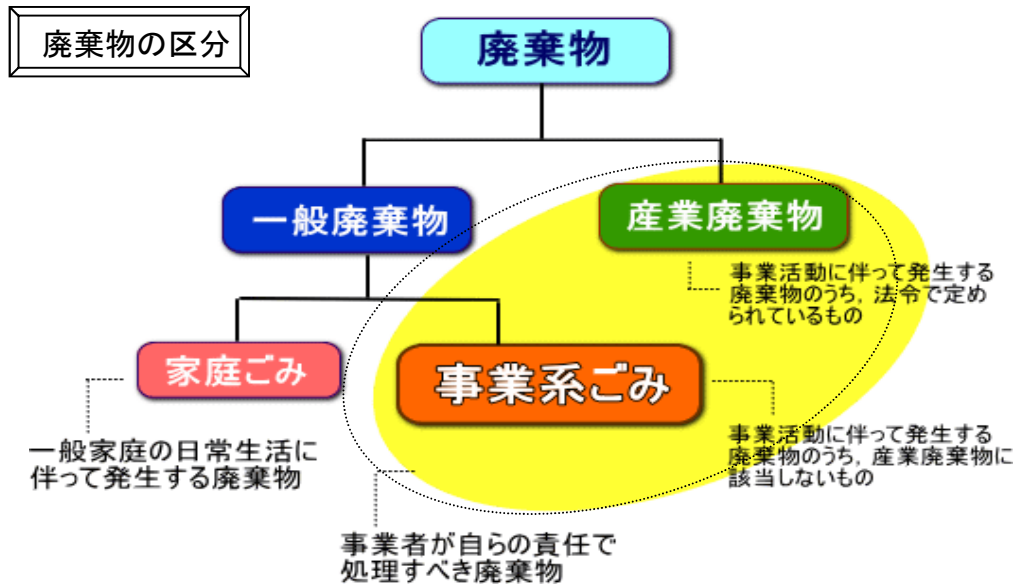
# 事業所から出るごみの取り扱いについて

## ◆ 「事業系廃棄物(ごみ)」について

事業活動に伴って発生するごみは、あらゆるものが、どんなにわずかでも（ごみの量や、重さにかかわらず）、「事業系ごみ」となり、次のように分けられます。

- 1 「産業廃棄物」 法令で定める19種類のもの
- 2 「事業系一般ごみ」 産業廃棄物以外のもの

なお、市で処理できるのは「事業系一般ごみ」に限られます。



## ◆ 「事業者の責務」について

事業活動から発生したごみは、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第3条）』において、**事業者が自らの責任で適正に処理しなければならない**と定められています。

また、『いわき市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（第5条）』においても、同様に定めています。

## ◆ 事業系一般ごみの処理について

事業系一般ごみは、市で定める基準に従って、自ら適正な分別・保管をし、次のいずれかの方法により適切に処分してください。

（住宅兼事業所等の小規模事業所であっても取り扱いは同じです）

- 1 市が許可した収集運搬業者への委託
- 2 市のごみ処理施設への自己搬入



### 3 事業者専用袋（有料）による家庭用ごみ集積所への排出

＊事業系一般ごみの処理は、許可業者への委託、施設への自己搬入が原則ですが、集積所の整理整頓を保つことのできる少量の場合、事業者専用袋により家庭用ごみ集積所に排出することも可能です。

その場合は、あらかじめ必ず集積所の管理者の承諾を得てください。

#### ◆ 排出・搬入できるごみの種類(事業系一般ごみの分類)

事業者専用袋でごみ集積所に排出できるごみや市のごみ処理施設へ搬入できるごみは次のとおりです。

なお、事業系一般ごみをごみ集積所に排出する場合は、必ず事業者専用袋に入れて出してください。市の規格袋では出せません（小規模事業所であっても取り扱いは同じです）。

また、事業所・店舗併用住宅の場合、家庭ごみは市の規格袋、事業所ごみは、事業者専用袋に入れて出してください。

燃やすごみ	従業員の飲食や嗜好により排出される汚れのついた紙・ティッシュ等の紙くず、弁当の食べ残し・茶殻等の生ごみ、ぞうきん・ふきん等の繊維くず。 ※資源化できる紙類については、市の処理施設での受入れはできません（民間業者で処理）。 ※木くず類についても、平成22年7月1日より市の処理施設での受入れはできません（民間業者で処理）。
-------	--

#### ◆ 平成23年4月から、産業廃棄物として処理するもの

従業員の飲食や嗜好により排出されるかん類・ペットボトル、びん類、容器包装プラスチックは廃棄物処理法の規定に従い、事業系一般廃棄物から産業廃棄物に区分を変更しました。なお、実施の時期については、猶予期間を設け、**平成25年4月から、本格実施となりました。**  
次のものは事業系一般廃棄物から産業廃棄物へ区分が変更になったものです。

区分	具体例
かん類・ペットボトル	事業所から排出されたもの
びん類	事業所から排出されたもの
容器包装プラスチック	事業所から排出されたもの

#### ～資源化できる紙類について～

新聞紙・段ボール・紙パック・雑誌以外の紙も資源化できます。

【例】色紙、お菓子の箱、カーボン紙、カップめんのかぶり、紙コップ、紙皿、紙袋、画用紙、感熱紙、切手、切符、牛乳びんのかぶり、スナック菓子の紙かん、たばこの箱、手帳、ティッシュボックス、トイレトペーパーの芯、はがき等

#### ◆ ごみを搬入する処理施設

区分	施設名	住所	電話番号
燃やすごみ	南部清掃センター	泉町下川字境ノ町63	56-7963

○受付時間：月～土曜日 8時30分～11時30分、13時～16時30分

※ごみ搬入申し込みは、各施設の窓口になります。

祝日に搬入する場合は事前に施設に確認してください。

## ◆ ごみ処理手数料(消費税込み)

区 分		金 額
事業者専用袋での収集処理手数料		1枚につき150円
市のごみ処理施設へ直接搬入する場合の手数料	燃やすごみ	搬入するごみ10kgにつき100円

※ 事業者専用袋は、下記の店舗で1枚150円（10枚入）で販売しています。

（袋の販売金額には収集処理手数料が含まれています）

販売店は、いわき市内のセブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、の各店舗並びに田人支所、川前支所となります。

## ● ごみの減量と資源化について

いわき市で発生するごみの3割近くが事業系一般ごみです。この事業系一般ごみには、貴重な資源となるものが多く含まれています。限りある資源を大切に使い、かけがえのない環境を守るため、事業系一般ごみの減量とリサイクルの推進にご協力ください。

また、ごみを減らしリサイクルを進めていくことは、事業所自体にもごみ処理費用の削減、イメージアップ等様々なメリットがあります。

### ① ごみを発生させない努力をする

#### (1) ひとりでもできることから始めましょう

効果的にごみの排出量を減らすためには、事業所全体の協力が必要です、そのためには、一人ひとりがごみを減らそうと意識をもち、行動に移すことが大切です。

#### (2) 事業所全体で取り組みましょう

さらに大きな効果を上げるためには、事業所全体で取り組むことが大切です

### ② リサイクルする

ごみの中には、資源として再利用できるものがたくさんあります。

#### (1) 紙ごみのリサイクル

事業所や商店等から排出されるごみのうち、大きな割合を占めているのが、段ボール・コピー用紙等の紙ごみです。これらをリサイクルすることから始めてみてください。

#### (2) 生ごみ(食品残渣)のリサイクル

飲食店等でもっとも多いごみは、生ごみです。ぜひ、生ごみの減量・リサイクルを始めてみてください。民間の堆肥化施設で資源化する方法もあります。  
(詳しくはごみ減量推進課にお問い合わせください。)

### ③ 正しく分別する

ごみとして出す場合は、正しく分別することが大切です。分別の徹底は、ごみの減量やごみ処理の効率化を推進します。

# 事業系ごみQ&A

## (一般廃棄物)

Q1 事業系ごみとは何ですか？

A1 事業系ごみとは、事業活動に伴って排出されるごみすべてをいいます。具体的には、事業者が排出するごみのことです。

Q2 事業活動には何が含まれますか？

A2 事業活動には、商店、飲食店、工場、事務所、銀行、旅館など営利を目的とするものばかりではなく、病院、学校、社会福祉施設などの公共サービスなどを行っている事業も含まれます。なお、事業規模の大小も問いません。自治会活動も事業活動です。

※事業所とお住まいが一緒の場合は、事業所から出たごみは事業系ごみ、ご家庭から出たごみは、家庭系ごみとして区別してください。

Q3 事業系一般廃棄物と産業廃棄物の違いは？

A3 廃棄物処理法では、廃棄物を「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分しています。産業廃棄物は事業活動に伴って生じるごみのうち、法律や政令で定められた19種類のごみをいいます。主なものには、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくずなどがあります。

また、一般廃棄物は産業廃棄物以外の廃棄物となり、市が処理できるのは「事業系一般廃棄物（ごみ）」に限られます。

Q4 少ししかごみが出ない、種類も一般家庭から出るごみと変わらないのですが？

A4 事業系ごみは、量や内容にかかわらず、事業活動に伴って排出されたごみのことをいいます。市が許可している処理業者に収集運搬を依頼するか、事業者自らが処理施設に搬入していただくことが、原則です。

事業系一般ごみであれば、集積所の整理整頓を保つことのできる少量の場合、1枚150円の事業者専用袋を利用して、家庭用ごみ集積所に排出していただくこともできます。なお、その場合、集積所の管理者の了解を得てください。

Q5 事業系一般ごみはどのくらいの割合ですか？

A5 本市のごみ総排出量のうち、3割近くが「事業系一般ごみ」です。

ごみを適正に処理するためには、多大なコストがかかります。また、ごみの焼却処理施設や埋立処分地には、その能力・規模に限界があります。

法令で定められた事業者自らのごみの排出者責任・処理責任を認識し、環境保全や経営コストの削減のため、ごみの減量化とリサイクルに向けて、できることから行動しましょう。

**なお、詳しくは「一般廃棄物（ごみ）処理実施計画」をご覧ください。**

**※市公式ホームページに掲載しています。**

問い合わせ先

事業系一般廃棄物（ごみ）の処理について 資源循環推進課 22-7529

産業廃棄物の処理について

廃棄物対策課 22-7604